



## 山陽小野田市議会モニター設置要綱

### (設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

### (職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

### (定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める人数とする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦 30人程度
- (2) 公募 10人程度

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者

- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(選考)

第6条 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。  
この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 山陽小野田市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、地震等の災害により山陽小野田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため、対策会議を設置することができる。

2 対策会議は、山陽小野田市役所本庁舎内の市議会事務局に設置するものとする。

3 議長は、対策会議を設置したときは、議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 対策本部から災害情報を収集し、議員に提供すること。

(2) 議員から災害情報を収集し、対策本部に提供すること。

(3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(市議会事務局の対応)

第5条 事務局長は、災害対策本部の会議等において得た情報を対策会議に提供するものとする。

2 事務局職員は、対策会議の事務に従事するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。